

組織機構の変更について

平成 30 年 4 月 1 日付けで組織を一部見直します。

1 組織の一部見直し

リニア事業が更に本格化する中、地元の皆様の気持ちに寄り添った丁寧な対応を行うため、リニア推進部の組織体制の強化を図るとともに建設部の業務分掌を明確にします。

**リニア用地課の新設**

用地事務を行う課として、リニア用地課を新設します。

用地第 1 係ではリニア本線業務、用地第 2 係では駅周辺整備及び代替地業務を担当します。

**代替地整備係の新設**

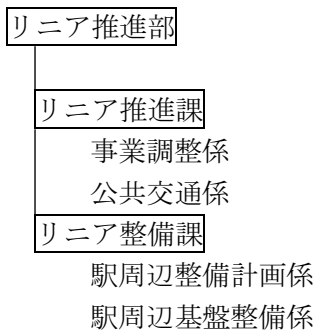
リニア整備課に代替地の整備計画を担当する係を新設します。

**国県リニア事業課の課名変更**

リニア事業について、担当部署の混同を回避し業務分掌を明確にするため、建設部の国県リニア事業課を国県関連事業課に課名を変更します。また、同課のリニア事業係は関連事業係に係名を変更します。

2 組織体制

<変更前>



<変更後>

